

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 告示

○地方公営企業法に基づく指定職員の一部改正	第146号	(人事課)	2
○公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定の一部改正	第147号	(同)	2
○環境影響評価指針の一部改正	第148号	(環境活動推進課)	2
○公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間	第149号	(水大気環境課)	5
○公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間の一部改正	第150号	(同)	5
○天竜奥三河国定公園に関する公園事業の変更	第151号	(自然環境課)	5
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更	第152号	(就業促進課)	6
○肥料の施用上の注意等の表示命令の一部改正	第153号	(農業経営課)	6
○県道の路線の廃止	第154号	(道路維持課)	6
○道路の区域の決定	第155号	(同)	7
○道路の区域の変更	第156号	(同)	7
○道路の供用の開始	第157号	(同)	7
○港湾施設の概要の一部改正	第158号	(港湾課)	8
○令和2年度における愛知県名古屋飛行場条例別表第2備考第1号ニの駐車場の混雑が予想される期間として知事が定める期間	第159号	(航空対策課)	8
○愛知県財務規則第2条の規定による各かいの指定の一部改正	第160号	(会計局管理課)	8
教育委員会告示			
○公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定の一部改正	第4号	(総務課)	9
○所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定の一部改正	第5号	(教育企画課)	9
選挙管理委員会告示			
○各種の直接請求をする場合の署名を必要とする選挙権を有する者の数	第10号	(選挙管理委員会事務局)	9
○個人演説会等の公営施設の指定の取消し	第11号	(同)	11
監査委員告示			
○愛知県監査委員処務規程の一部改正	第1号	(監査委員事務局)	11
○愛知県監査委員事務局規程の一部改正	第2号	(同)	11
人事委員会告示			
○人事委員会の事務局長に対する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づく人事委員会の事務の一部委任に関する決定の一部改正	第2号	(審査課)	11

海区漁業調整委員会告示

○愛知海区漁業調整委員会運営規程の一部改正 第4号（海区漁業調整委員会） 12

内水面漁場管理委員会告示

○愛知県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正 第3号
(内水面漁場管理委員会) 12

告 示

愛知県告示第146号

平成16年愛知県告示第298号（地方公営企業法に基づく指定職員）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

第1項第1号中「主幹、企業誘致担当課長」を「担当課長」に、「企業誘致担当主任副課長」を「担当副課長」に改める。

第2項第1号中「主幹」を「担当課長」に改め、同項第2号中「、センター長」の次に「、副総長」を、「リスク評価センター長」の次に「、がんゲノム医療センター長」を、「部門長」の次に「、免疫・アレルギーセンター長」を、「副部長」の次に「、がんゲノム医療センター副センター長」を、「緩和ケアセンター副センター長」の次に「、免疫・アレルギーセンター副センター長」を加える。

愛知県告示第147号

平成13年愛知県告示第305号（公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

第2項中「政策調整監」の次に「、建設政策推進監」を、「少子化対策監」の次に「、スタートアップ推進監」を、「農林水産推進監」の次に「、畜産振興監」を加え、「、全国植樹祭推進監、建設政策推進監」を削り、「国際スポーツ大会推進監」を「スポーツ監」に改める。

愛知県告示第148号

環境影響評価指針（平成11年愛知県告示第445号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

別表第1第2号の表備考第10号中「別表第5号」の次に「(太陽電池発電所を除く。)」を加える。
別表第1第3号の表を次のように改める。

3 面的開発等

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用										
				資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	立地地形及び変並びに工作物等の存在	廃棄物の最終処分				面的開発						
								廃棄物の搬入	埋立用機械等の稼働	廃棄物の存在・分解	汚水の排出	ばい煙の排出	汚水の排出	機械等の稼働	太陽電池発電設備の稼働	搬出・廃棄物等の搬入及び	環境に負荷を与える活動	鉱物の掘採又は土石の採取
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物		○							○							
		窒素酸化物	○	○			○				○				○			
		浮遊粒子状物質	○				○				○				○			
		粉じん等	○	○	○		○					○*4			○*4			○
		有害物質等									○*4							
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○			○						○	○				
		道路交通騒音	○				○								○			
	振動	建設作業等振動		○			○						○					
		道路交通振動	○				○								○			
	悪臭																	
	水質	水素イオン濃度			○										○*4			
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)				○*1				○		○						
		水の濁り(浮遊物質)			○	○*3				○		○*4						
		富栄養化								○		○						
		有害物質等								○		○*4						
	水底の底質			○										○*4				
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○												
		地盤環境(地盤の安定性)			○*2	○*2												○
	地盤・土壌	地盤環境(地盤沈下)			○*2	○*2												○
		土壌環境			○													○
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○												○	
	地下水質				○												○	
日照障害																	○*5	
その他の環境要素	流向及び流速				○*1													
	水温																	
	反射光																○*3	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○			○		○							
		海域に生息する動物				○*1												
	植物	重要な種及び群落			○	○				○		○						
		海域に生育する植物				○*1												
生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○				○		○							
人と自然との豊かな触れ合いの確実的及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○												
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○												
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		○			○												
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物				○*3											○	
		残土その他の副産物			○												○*4	
温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○					○	○	○								

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。
 2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
 4 「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
 5 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 6 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 7 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 8 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 9 「廃棄物の最終処分」とは、条別表第6号に掲げる事業の種類のうち一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場をいう。
 10 「面的開発」とは、条別表第5号(太陽電池発電所に限る。)及び第10号から第19号までに掲げる事業の種類をいう。

注 *1は埋立事業等に、*2は廃棄物の最終処分及び面的開発に係る対象事業に、*3は条別表第5号(太陽電池発電所に限る。)に掲げる事業に、*4は条別表第18号に掲げる事業に、*5は工作物等の存在について、参考項目として適用する。

別表第2建設作業等騒音の項中「風力発電設備の稼働」を「風力発電設備の稼働」に、「1 調査すべき情報騒音の状況」を太陽電池発電設備の稼働」

「工事の実施掘削、盛土等の土工」

「1 調査すべき情報(1) 騒音の状況(2) 地表面の状況」に改め、同表水の濁りの項中「工事の実施掘削、盛土等の土工」を土地又は工作物の存在に改め、同地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在」

表地盤環境（地盤の安定性）の項中「地盤環境の特性を踏まえた調査地域における地盤の安定性の予測地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析」を

「地盤の特性を踏まえた地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析」に改め、同表風車の影の項の次に次の1項を加える。

反 射 光	土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 7 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測地点 反射光の特性を踏まえて予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点 9 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期
-------	---------------------------------------	--

「工事の実施掘削、盛土等の土工」

別表第2廃棄物等の項中「工事の実施掘削、盛土等の土工」を土地又は工作物の存在に、地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在」

- 「1 予測の基本的な手法
 廃棄物及び残土その他の副産物の種類ごとの発生量並びにそれらの最終処分量その他の環境への負荷の量の程度の把握」
- 「1 予測の基本的な手法
 (1) 廃棄物及び残土その他の副産物の種類ごとの発生量並びにそれらの最終処分量その他の環境への負荷の量の程度の把握に、
 (2) (1)に掲げるもののほか、太陽電池発電所にあつては、適切な処理・処分の方策の把握」
- 「3 予測対象時期等
 工事期間若しくは事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期」
- 「3 予測対象時期等
 (1) 工事期間又は事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期に
 (2) (1)に掲げるもののほか、太陽電池発電所にあつては、発電事業の終了時」

改め、同表備考中第3号を削り、第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

- 4 「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
 5 「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

愛知県告示第149号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1の(1)のAに掲げる類型をいう。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

なお、平成12年愛知県告示第373号（公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間）及び平成17年愛知県告示第276号（公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間）は、廃止する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀 章

水 域	該当類型	達成 期 間
庄内川中流(1)（水野川合流点より上流）	A	直ちに達成
庄内川中流(2)（水野川合流点から水分橋まで）	C	直ちに達成
庄内川下流（水分橋より下流）	C	直ちに達成
矢田川上流（大森橋より上流）	D	直ちに達成
矢田川下流（大森橋より下流）	C	直ちに達成
大千瀬川（静岡県境より上流）	A A	直ちに達成

愛知県告示第150号

平成8年愛知県告示第311号（公共用水域の水域類型の指定及び基準値の達成期間）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀 章

表大千瀬川（静岡県境より上流）の項から庄内川下流（水分橋より下流）の項までを削り、同表備考中「をいい、「口」とは、5年以内で可及的速やかに達成すること」を削る。

愛知県告示第151号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定に基づき、天竜奥三河国定公園に関する次の公園事業を変更した。

なお、その関係図面は、愛知県環境局環境政策部自然環境課、愛知県東三河総局新城設楽振興事務所及び設楽町役場に備え付けて一般に縦覧する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀 章

公園事業の種類（名称）	位 置
園地（面ノ木園地）	北設楽郡設楽町（高笹・天狗棚）

愛知県告示第152号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターから次のように事務所の所在地の変更の届出があった。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	住 所	事 務 所 の 所 在 地		変 更 年月日
		変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人共生福祉会	名古屋市北区大曾根4丁目7-28	北名古屋市西之保三町地14-2 広瀬ビル1階西	名古屋市西区八筋町260番地 I T A L I A N 第三平松マンション501	令和2.4.1

愛知県告示第153号

昭和59年愛知県告示第306号（肥料の施用上の注意等の表示命令）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

ただし、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に生産された肥料については、なお従前の例による。また、施行日前に肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項第7号若しくは第2項の規定による愛知県知事の登録を受け、又は同法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による愛知県知事への届出がされた肥料で施行日以後に生産されるものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

表5の項及び6の項を次のように改める。

<p>5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であって、同表の2の(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）</p>	<p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> <p>（注） 動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p>
<p>6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊若しくは山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により牛、めん羊若しくは山羊に由来する動物由来たん白質を原料として使用している場合があるもの</p>	<p>この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p> <p>（注） 牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p>

愛知県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のように令和2年3月31日限り廃止する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

路線番号	路 線 名	起 点		重 要 な 経 過 地
		起 点	終 点	
305	碧南停車場線	碧南停車場		
		碧南市中町		

愛知県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域		
		区間	敷地の幅員	延長
県道	豊田明智線	豊田市平戸橋町太戸21番1地先から同波岩66番1地先まで	m 13.5 ~ 34.4	km 0.352
	名古屋豊田線	豊田市平戸橋町波岩79番12地先から同上井畑81番1地先まで	13.5 ~ 34.4	0.352
	細川豊田線	豊田市平戸橋町馬場瀬39番269地先から同波岩71番12地先まで	10.4 ~ 27.2	0.195

愛知県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	新旧別	道路の区域		
			区間	敷地の幅員	延長
一般国道	247号	旧	知多郡南知多町大字豊浜字中村28番1地先から同字鳥居57番1地先まで	m 7.7 ~ 10.5	km 0.056
		新	同	10.5 ~ 25.8	同
県道	岡崎碧南線	旧	岡崎市福岡町字東後田18番4地先から同中島町字鮫田4番1地先まで	A 8.3 ~ 19.1 B 17.1 ~ 30.2	3.930 3.810
		新	同	B 17.1 ~ 30.2	3.810
県道	豊田知立線	旧	みよし市福谷町壺丁田10番1地先から同三好町上253番地先まで みよし市福谷町落合25番1地先から同三好町上253番地先まで	A 11.5 ~ 36.6 B 15.2 ~ 33.8	6.268 5.727
		新	みよし市福谷町壺丁田10番1地先から同三好町上253番地先まで みよし市苜生町川岸当1番3地先から同三好町上253番地先まで	A 11.5 ~ 36.6 C 15.2 ~ 21.8	6.268 4.478
県道	名古屋祖父江線	旧	稲沢市祖父江町山崎柿山6番10地先から同祖父江高熊45番1地先まで 稲沢市祖父江町山崎柿山6番10地先から同上牧戌亥出790番1地先まで	A 7.2 ~ 22.4 B 14.3 ~ 34.7	1.306 1.154
		新	稲沢市祖父江町山崎柿山6番10地先から同上牧戌亥出790番1地先まで	B 14.3 ~ 34.7	1.154
県道	名古屋津島線	旧	津島市新開町二丁目94番地先から同古川町一丁目105番2地先まで	A 10.1 ~ 53.6 B 23.0 ~ 43.2	1.174 0.748
		新	同	B 23.0 ~ 43.2	0.748
県道	須美福岡線	旧	岡崎市福岡町字永池25番1地先から同6番7地先まで 岡崎市福岡町字永池25番1地先から同6番7地先まで	A 5.2 B 5.1 ~ 33.0	0.152 0.158
		新	岡崎市福岡町字永池25番1地先	C 5.1 ~ 12.0	0.015
県道	蘭鍛埜線	旧	豊田市蘭町花ノ木104番5地先から岡崎市保久町字石田18番2地先まで	5.5 ~ 34.2	1.860
		新	同	5.5 ~ 57.4	同

備考 A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	151号	新城市富永字沢田6番1地先から同矢部字広見137番5地先まで	令和2年3月31日
県道	名古屋津島線	津島市新開町一丁目77番1地先から同古川町一丁目109番地先まで	令和2年4月1日
		津島市新開町二丁目138番地先から同132番地先まで	
	須美福岡線	岡崎市福岡町字永池11番地先から同6番7地先まで	令和2年3月31日
	蘭鍛埜線	豊田市蘭町花ノ木104番5地先から岡崎市保久町字石田18番2地先まで	

愛知県告示第158号

昭和47年愛知県告示第255号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

衣浦港(1)水域施設の表航路の項中 「幅200
延長1,531」 を 「幅300
延長1,531」 に改める。

愛知県告示第159号

令和2年度における愛知県名古屋飛行場条例（平成16年愛知県条例第44号）別表第2備考第1号ニの駐車場（あいち航空ミュージアムの駐車場を除く。）の混雑が予想される期間として知事が定める期間を次のように定め、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

令和2年5月6日、同年7月22日から同月26日まで、同年8月7日から同月12日まで及び同月16日、同年9月18日から同月22日まで並びに同年12月26日から同月28日まで

愛知県告示第160号

昭和39年愛知県告示第193号（愛知県財務規則第2条の規定による各かいの指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

「愛知県自治研修所
愛知県東京事務所
愛知芸術文化センター
愛知芸術文化センター愛知県図書館
愛知県陶磁美術館
県税事務所
愛知県東三河総局
愛知県東三河総局新城設楽振興事務所
県民事務所
愛知県消防学校
」

を 「愛知県東京事務所
愛知県東三河総局
愛知県東三河総局新城設楽振興事務所
県民事務所
県税事務所
愛知県自治研修所
愛知県消防学校
愛知芸術文化センター
愛知芸術文化センター愛知県図書館
愛知県陶磁美術館
愛知県埋蔵文化財調査センター
」

「愛知県女性相談センター
愛知学園
児童相談センター
福祉相談センター
」

を 「福祉相談センター
児童相談センター
愛知県女性相談センター
愛知学園
」

「愛知県衛生研究所
看護専門学校
精神保健福祉センター
愛知県動物保護管理センター」

に、 を

「農林水産事務所
愛知県農業総合試験場
愛知県農業総合試験場東三河農業研究所
愛知県立農業大学校
家畜保健衛生所
愛知県畜産総合センター
愛知県水産試験場
愛知県森林・林業技術センター
県有林事務所
あいち海上の森センター
高等技術専門学校
愛知障害者職業能力開発校」

「看護専門学校
精神保健福祉センター
愛知県衛生研究所
愛知県動物愛護センター」

「高等技術専門学校
愛知障害者職業能力開発校
農林水産事務所
愛知県立農業大学校
愛知県農業総合試験場
愛知県農業総合試験場東三河農業研究所
家畜保健衛生所
愛知県畜産総合センター
愛知県水産試験場
県有林事務所
愛知県森林・林業技術センター
あいち海上の森センター」

に、 を 「愛知県埋蔵文化財調査センター
県立高等学校」に
改める。

教育委員会告示

愛知県教育委員会告示第4号

平成13年愛知県教育委員会告示第8号（公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

第2項中「、室長及び生涯学習監」を「及び教育管理監」に改める。

第3項中「、愛知県埋蔵文化財調査センター所長」を削る。

愛知県教育委員会告示第5号

平成14年愛知県教育委員会告示第1号（所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員（指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

「管理部教育企画課広報・情報グループ」を「管理部教育企画課調査・広報グループ」に改める。

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第252条の39第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づき各種の直接請求をする場合の署名を必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和2年3月31日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

1 県の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を知事に請求するために必要な数（請求するための最小限度の数。以下同じ。）

122,466人

2 県の事務の執行に関し、県の監査委員に監査（個別外部監査契約に基づく監査を含む。）を請求するた

めに必要な数

122,466人

3 県の議会の解散を県の選挙管理委員会に請求するために必要な数

865,411人

4 県の議会の議員の解職を県の選挙管理委員会に請求するために必要な数

選挙区	請求するために必要な数	選挙区	請求するために必要な数
千種区	43,397人	東区	21,876人
北区	45,529人	西区	40,829人
中村区	37,575人	中区	23,658人
昭和区	28,374人	瑞穂区	29,823人
熱田区	18,290人	中川区	60,412人
港区	38,895人	南区	37,758人
守山区	47,229人	緑区	66,534人
名東区	43,644人	天白区	43,536人
豊橋市	100,104人	岡崎市及び額田郡	114,502人
一宮市	105,669人	瀬戸市	35,390人
半田市	32,379人	春日井市	84,311人
豊川市	50,008人	津島市	17,387人
碧南市	18,838人	刈谷市	40,860人
豊田市	113,133人	安城市	49,918人
西尾市	44,956人	蒲郡市	21,952人
犬山市	20,130人	常滑市	15,919人
江南市	27,684人	小牧市	40,143人
稲沢市	37,452人	新城市及び北設楽郡	15,638人
東海市	30,913人	大府市	24,322人
知多市	23,296人	知立市	18,697人
尾張旭市	22,818人	高浜市	12,283人
岩倉市	12,844人	豊明市	18,575人
日進市及び愛知郡	35,654人	田原市	16,943人
愛西市	17,678人	清須市、北名古屋市及び西春日井郡	45,953人
弥富市	11,973人	みよし市	15,856人
あま市及び海部郡	44,237人	長久手市	15,270人
丹羽郡	15,945人	知多郡第一	21,118人
知多郡第二	23,011人		

5 知事の解職を県の選挙管理委員会に請求するために必要な数

865,411人

6 県の副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を知事に請求するために必要な数

865,411人

7 県の教育委員会の教育長又は委員の解職を知事に請求するために必要な数

865,411人

愛知県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づき指定された個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用することができる次の公営施設について、市選挙管理委員会が指定の取消しをした。

令和2年3月31日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
岡崎市中山間地域農村活性化施設	岡崎市小久田町字屋下48番地4
大府市農村環境改善センター	大府市高丘町二丁目2番地

監査委員告示

愛知県監査委員告示第1号

愛知県監査委員処務規程（昭和39年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

愛知県監査委員 篠田 信示
同 川上 明彦
同 山内 和雄
同 森下 利久
同 坂田 憲治

第4条第2項第2号を削り、同項第3号中「、審査等」を「及び審査」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

愛知県監査委員告示第2号

愛知県監査委員事務局規程（昭和42年4月21日制定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

愛知県監査委員 篠田 信示
同 川上 明彦
同 山内 和雄
同 森下 利久
同 坂田 憲治

第3条第2項監査第二課の分掌事務に次の1号を加える。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に規定する審査に関すること。

第6条の表中「主幹」を「担当課長」に、

課	課長補佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	を
課	主任主査	上司が命ずる事務を処理する。	

課	課長補佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	に改める。
---	------	-------------------------	-------

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会告示

愛知県人事委員会告示第2号

昭和52年愛知県人事委員会告示第1号（人事委員会の事務局長に対する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づく人事委員会の事務の一部委任に関する決定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

愛知県人事委員会委員長 入谷 正章

前文中「平成18年愛知県人事委員会規則5—1021」の次に「、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第四項の規定による住居手当に関する規則（令和2年愛知県人事委員会規則5—1312）」を加える。

第2第4項第6号中「第4条第1号に掲げる職務の級への昇格」を「特に良好であるものとする事項」に改め、同項中第24号を第27号とし、第8号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、同項第7号中「第12条第4項ただし書」を「第12条第5項ただし書」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 第12条の2第3項の規定に基づき、職務の級に在級した期間として取り扱うことができる期間について承認すること。

(10) 第12条の2第3項第3号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている職員について定めること。

第2第4項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第12条第4項の規定に基づき、職務の級を決定する基準について承認すること。

第2第18項第12号中「別表第1公安職給料表の項及び教育職給料表(一)教育職給料表(二)の項」を「別表第1行政職給料表教育職給料表(三)研究職給料表医療職給料表(一)医療職給料表(二)の項、公安職給料表の項、教育職給料表(一)教育職給料表(二)の項、医療職給料表(一)の項及び福祉職給料表の項」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第3条第2号クの規定に基づき、人事委員会が定めることとされている者について定めること。

第2に次の1項を加える。

28 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第四項の規定による住居手当に関する規則（令和2年愛知県人事委員会規則5—1312）に規定する次に掲げる事項

(1) 第1条第2号及び第4号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている職員について定めること。

(2) 第2条第3号の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている場合について定めること。

(3) 第2条第3号の規定に基づき、額について協議に応じること。

(4) 第6条の規定に基づき、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年愛知県条例第62号）附則第4項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項のうち軽易なものについて定めること。

海区漁業調整委員会告示

愛知海区漁業調整委員会告示第4号

愛知海区漁業調整委員会運営規程（昭和56年愛知海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

愛知海区漁業調整委員会会長 山下 三千男

第13条の表中「主任主査」を「課長補佐」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

愛知県内水面漁場管理委員会告示第3号

愛知県内水面漁場管理委員会運営規程（昭和57年愛知県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 田村 憲二

第13条の表中「主任主査」を「課長補佐」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。